

## 第2回検討会（H30.1.31）における「改訂素案」に対する主なご意見 （追加意見及びパブリックコメントを含む）

### 1. 全般的なこと

- 感染症への対応・対策の難しさではなく、保育所という場の特性や一般的な家庭における状況との違い、具体的な対応などに重点を置き、全体的に文章表現がネガティブなものとなりすぎないように留意すべき。
- 現行の「6 保育所で問題となる主な感染症とその対策」に記載の5疾患（インフルエンザ等）は、保育所から医療機関への相談が特に多く、現場でも対応に苦慮していると思われるので、記載を残した方が良い。
- 予防接種に関しては、定期接種のみでなく、任意接種のワクチンについても、感染拡大予防における重要性を踏まえ、記載を充実してはどうか。

### 2. 本文各章に係ること

#### < 1. 感染症に関する基本的事項 >

- 本ガイドラインは保育所における感染症対策に係るものであり、「(3) 学校における感染症対策」の記載は唐突な印象。前後の文脈をつなぎ、保育所における感染症対策との関連性をより明確に記載すべきではないか。
- 「出席停止の日数の数え方」の記載については、発熱はないが、インフルエンザ等の何らかの症状が見られた場合における「発症した日」の考え方も明記してはどうか。

#### < 2. 感染症の予防 >

- 保育所で母乳を預かる場合、他の子どもに誤って提供してしまうこともあるため、母乳による感染防止の観点から、母乳の取扱いに際して注意が必要であることについて、本ガイドラインを通じて周知することが必要。
- 生き物との触れ合いに関して、飼育している保育所も多い生き物（カメなど）については、「飼わないこと」とすることの影響が大きいと思われるので、具体的に「こうしたらよい」といった感染予防の方策を示すべき。

#### < 3. 感染症の疑い時・発生時の対応 >

- 感染症発生時の報告に関して、「麻しん」「風しん」は1例でも発生があれば保健所に報告することになっているため、別途記載してはどうか。

#### ＜4. 感染症対策の実施体制＞

- 子ども・職員の予防接種歴・罹患歴の記録の重要性も記載してはどうか。
- 感染症の発生予防や拡大防止、保護者や職員への情報提供の面から、迅速な地域の感染症発生状況の把握は重要。「学校等欠席者・感染症情報システム」（日本学校保健会）は有用性が高いので、記載してはどうか。
- 感染症予防に資する職員全体の衛生知識向上のため、感染症とその対策に関する職員の研修の実施及びその支援等、職員の資質向上に関する記載を充実すべき。
- 地域における医療機関等との連携に行政の役割の重要性を明記すべき。

### 3. 別添資料に係ること

#### ＜別添1 具体的な感染症と主な対策（特に注意すべき感染症）＞

- 「結核」、「腸管出血性大腸菌感染症」、「麻しん」、「風しん」については、感染症法に基づき、医師から保健所に届け出がなされると、保健所は調査の実施やまん延防止の指導を行うことになっているため、「感染拡大防止」欄に「保健所と連携して対策を講じる」という内容を追記してはどうか。

#### ＜別添3 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～＞

- うがい感染予防の方法として有効であるということの根拠はないため、うがいに関する記述は削除してはどうか。

#### ＜別添4 医師の意見書及び保護者の登園届＞

- 「意見書」や「登園届」において、署名や捺印を求めていることにより、医療機関が文書発行料を徴収しているケースもある。保護者の経済的負担軽減の観点から、「印又はサイン」欄は削除しても良いのではないかと。
- 「意見書」、「登園届」は一律に求めるのではなく、医師による「意見書」は、地域において、行政、医師会、現場（保育所）の合意の下に発行できるようにし、また、保護者による「登園届」は、各保育所において、関係者が相談した上で運用を決めるということが良いのではないかと。
- 症状が解消し、子どもの状態が回復している場合には、学校保健安全法に定める出席停止期間を順守することで、医師による「意見書」がなくても登園可とみなしてもいいのではないかと。
- 一方、保育現場では「意見書」や「登園届」があることにより、保育所における感染拡大防止の取組に当たって、保護者の理解や協力を得られやすいという面がある。